

令和 7 年度福島県立テクノアカデミー浜
学生寮給食業務委託公募実施要領

令和 7 年 3 月 1 4 日

福島県立テクノアカデミー浜校長 近内 幸夫

1 目的

本業務委託は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、福島県立テクノアカデミー浜（以下「本校」という。）学生寮における安全・安心で良質な給食の継続的な提供を図るため、給食業務の企画提案を募集し、最も優れた企画提案業者を選定のうえ、随意契約により委託契約を締結するものである。

2 業務委託者

福島県

3 委託業務内容

別記「委託契約書」及び「学生寮給食業務委託仕様書」のとおりとする。

- ・令和 7 年度寮生見込み数 1 0 名程度（定員 3 0 名）
- ・令和 7 年度学生見込み数 5 4 名程度（定員 1 4 0 名）
 - 1 年：2 9 名（第 4 次合格者まで）
 - 2 年：2 5 名

4 応募資格

- (1) 給食業務の実施にあたり、法定の諸手続を適正に行っている者であること。
- (2) 本校の学生寮と同規模程度の給食業務を実施した実績があること。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に該当しない者であること。

5 応募受付

- (1) 応募期限 **令和 7 年 3 月 2 4 日（月） 1 7 時 0 0 分必着（郵送または持参）**

- (2) 応募書類

以下の応募書類を各 **4 部**提出すること。（任意様式可）

- ア 令和 7 年度福島県立テクノアカデミー浜学生寮給食業務委託提案書（表紙）
- イ 会社概要（様式 1）
- ウ 給食業務内容（様式 2）
- エ 給食内容（様式 3）
- オ 費用見積書（様式 4－1～3）

(3) 提出場所

郵便番号 975-0036 福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場 45-112

福島県立テクノアカデミー浜 総務学生課

電話番号 0244-26-1555

6 受託者の選定

(1) 選定方法

ア 別記「評価表」及び「学生寮給食委託業務提案書評価のポイント」に基づき、公募により提出された提案書等の審査及び試食を行い、最高得点1者を決定する。

イ 選定された応募者1者に見積提出を依頼し、見積金額が予定価格の制限範囲内であった場合に、契約相手方として決定する。

なお、最高得点の応募者が契約締結を行わなかった場合は、次順位の応募者を選定業者に繰り上げることができるものとする。

(2) 審査結果

審査結果については、応募のあった全ての者に通知する。

なお、審査の内容は公表しないこととする。

7 試食

(1) 提供方法

「6 受託者の選定」にかかる試食については、テクノアカデミー浜内の指定する場所への試食の持ち込みにより行う。

(2) 試食者

テクノアカデミー浜職員2名とする。

(3) 提供日時

提案書提出後、業務委託者が指定する日時に行うものとする。

8 質問

質問がある場合は、令和7年3月18日（火）までに、質問書（任意様式）をFAX又は電子メールで提出すること。なお、いずれの場合も、必ず電話により着信確認をすること。

質問と回答の内容は、令和7年3月19日（水）までにテクノアカデミー浜ホームページに掲載する。

9 契約保証金

受託業者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第228条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第229条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

10 委託料の支払

契約金額を各月ごとに12等分し、各月の業務が終了し、適法な請求書受理後30日以内に支払うものとする。

11 その他

- (1) 提案の基礎となる業務委託料見込額は、**年額 ￥ 8, 7 3 8, 4 0 0円**（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- (2) 応募にあたっての費用は、応募者の負担とする。
- (3) 本件見積については、福島県議会において令和7年度予算が可決され、令和7年4月1日以降の予算が執行可能になったとき時に有効となる。予算が否決または関連予算が減額のうえ可決されたときは契約を締結しない。